

生活習慣病管理料(Ⅱ)について

高血圧症・脂質異常症・糖尿病を主病として治療をされている患者様が対象となります。

患者様には、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容等を記載した「療養計画書」を作成しています。

また、患者様の状況に応じて、医師の判断のもと28日以上 of 長期処方やリフィル処方箋の発行が可能です。